

理 学 部

評 論

第 3 号 1975. 1. 11

できごと

- 1973年 6月 7日 : 筑波大学法案について理学部長声明
- 6月21日 : 理協議会同上声明の支持を決議
- 9月25日 : 筑波大学法案国会で成立
- 6月18日 : 大検委「総長選挙制度の改正について」 助手まで選挙権の拡大およびリコール制度を答申。
- 9月13日 : 理協議会 「大検委答申」についての否定意見を決める。
- 10月 8日 : 総長選挙規定に関する理学部構成員集会
- 10月16日 : 総長選挙規定改正（一次投票への助手参加）決まる。
- 11月17～18日 : 総長選挙 岡本総長決る。
- 1974年 4月11日 : 春斗1日スト
- 6月27日 : 理協議会第3次定削減反対の決議
- 9月上旬 : 評議員選挙権拡大について助手、職員の要求署名。
- 9月12日 : 協議会、評議員選挙手続の大綱（講師、助手、職員の参考投票方式）を決める。
- 10月31日 : 評議員選挙実施 参考投票の結果は反映されたか？
- 11月22日 : 「大学院制度改革に関する中間報告案」発表
(院制度委)

大学院制度改革と 「中間案」について

まえがき

昨年11月15日、大学院制度検討委員会（平場委員会）は、大学院の改善、充実をはかるための改革の「中間案」をまとめ、広く全学の意見を聴すべくこれを公表した。

理学部支部教官部会では、この案の内容にとどまらず、その背景や波及効果等について、数次に亘り検討を行なった。この小論はその討論を基礎に世話人会がまとめたものであるが、勿論、討論の全容を尽すものではないことを予めおことわりしておく。

戦後の大学改変の流れ

本評論第2号（1973.6.15）で筑波法案について論じられた小論の中で、小中高から大学にいたるまでの戦後教育の変遷について、かなり詳しく言及されている。その中で大学制度の改変の試みが、主に管理制度という面からとり上げられて来たことが指摘されている。（数次にわたる大管法の国会提出）そしてその延長上にあったのが筑波法であると位置づけられている。

大学の変遷にとつてもう一つ重要な転機となったのは、60年代の倍增計画にもとづく大学の拡充である。当時、池田内閣によって進められた高度成長政策を人的な面から裏打ちすべく、大量の技術者養成が産業界から強く要請されていた。10年間に15～6万人の高等教育を履習した技術者を養成することが至上命令であった。（獨創性をもつ技術者というよりは、外口の新しい技術を使いこなせる技術者）

当時この目的に大学を動員するために、倍增計画は基礎科学の振興や、科学技術への研究投資が国民総生産に占める割合を英国並みに増加させること、海外との学术交流の振興等々のよそおいで飾られていたが（科学技術会議の答申）、結果的に実現した

のは、理工系の、しかも産業界からの要請の強い分野での学生の増募を中心とした拡充であった。大学のこのような倍増は、部分的には国民の高等教育の要請に応えるという側面をもつとは云え、大学自体としては、本来各分野のバランスや、大都市と地方の大学のバランスのとれた発展が望まれていたので（当時、学術会議の科学研究基本法）、この点からみれば先の急増計画は、大学に大きな歪みと格差をもたらす結果を招いた。

こうして巨大化した大学は、その後政府の財政誘導政策により、次第にその主体性が浸蝕され、政府が多年に亘り試みて果さなかった大学管理制度の法制化への道を開くことになる。……即ち先の筑波法案がそれである。筑波法案については既に幾度も論じられたので深く立入らないが、その特徴は、国民の教育要求の量的、質的拡大と入試地獄の現実をテコに、他方、大学の閉鎖性と暴力的事態に対する管理能力の欠如を逆手にとって、高等教育に種別化、複線化を導入し大学における総合教育を職業教育へと短絡させ、能率的運営を標榜して、学問研究の自由を支える基盤をくつがえそうとするものであった。

当時一部では、筑波法案は筑波大学に限定されたもので、わが大学に直接の影響なしとする論や、制度的に多様化され、選択の巾が増えたのだから大学にとってはかえって自主性が発揮できる等の論も聞かれたが、その後の経過は、この選択の巾は政策決定者の側にとってその効用を発揮するものであることを如実に示している。筑波以後、新設あるいは拡充される大学の多くが、単科大学であり、又、筑波類似型の管理運営機構をもつものが優先していると聞く。

ところで、60年代の倍増計画により学部卒の技術者の急増は一応果せたものの、その後の科学技術の急速な進歩に伴ない、より高度な技術者の養成と社会人の再教育という要求が産業界を中心に高まっていることを見逃すことは出来ない。この要求に応える方向で打出されているのが大学院の多様化を軸とした、整備拡充の方向であろう。その中でも重点は、修士課程を中心とした高級技術者の養成、およ

び、社会人の再教育であろう。（工科系ではこの事態は実質的に進行している。）

このようにみると、今回の大学院の改革は、60年代の倍増計画と類似した背景をもつとともに、制度的には、筑波類似型の多様化、能率化を目指しているということができよう。

昭和28年に新制大学院が発足して以来、その充実が、大学関係者から強く要求されてきたにもかかわらず、政府はこれを長く放置し続けてきた。そして先の倍増計画に伴う矛盾がこれに重なり、さらに、第一次から第三次へと続く定員削減と、最近の経常経費の実質的減少が加わって、大学は今や極めて困難な事態に直面している。このような窮状を、何とかして打開したいという要求が、われわれの間にうずまいている。このような状況に対して、「人的、物的条件の改善を前提とする大学院の改革」とは、何と魅力的にひびくことか。

しかし、われわれは、先の倍増計画の経験や、筑波型の多様化路線による自治機構の解体から教訓を求め、現状を打開し、大学院のみならず、学部や教養部、研究所をも含む総合的な改革を推進するために討論を起し、構想を出し合い、全学の総意を結集する必要を痛感するものである。

中間案の性格

昨年6月に施行された大学院設置基準は、大学再編の動きの一貫として、大巾に「自由化」されているが、これをふまえている「中間案」には各所に多様性、選択巾の拡大がもりこまれている。われわれは、先の筑波法案の経験から、「多様化」や選択巾の拡大が、実際概算要求を通じて実現を図るとき、誰にどのように効用をもたらすか十分注意しておく必要がある。

ところで前節でのべた背景をみると、中間案はどのような現状認識に立ち、どのような未来像を描いているのであろうか。……この点が極めて解りにくい。敢えていえば、大学院の制度改革における技術論に自からを限定しているやに装っている。大学

院の制度改革は大学院にとどまることなく、学部や教養部にも大きな影響をもたらす、大学の将来を左右する重要な内容をはらむものであるから、大学の将来や、大学院の姿についての Vision が試案としてでも提示され、それとの関係において中間案の改革が論ぜられていたならば……というのが偽らざる感想である。この意味では中間案は、没理念的と云われても仕方がない面がある。

ところが奇妙なことに、中間案は第2項(研究科と学部の組織分離)の説明において、「……研究科会議は管理運営機関として、研究科の学部からの組織的分離」が最低必要条件であるとされ、これに伴う事務機構の独立をも求めている。そしてこれに続いて、「このことは、理念としては、あくまでも貫かれるべきであるが、人員が著るしく不足している現状では一律に強制することは……云々」とあり「現状では、一部に学部の機関や機構が、研究科のそれを兼ねることがあってもやむを得ないが、……全力をあげて研究科の組織分離を目指すべきである。」と述べ、組織分離に最大の強調点が置かれている。

先に没理念的と云ったが……ここであくまでも貫徹されるべき「理念」と明確に記されている理念とは一体何か。研究科と学部の組織分離である。「人的、物的条件の改善を前提条件として」……方法論としての組織分離という装いをとりながら「理念」としての組織分離が……最大の努力目標に据えられている。中間案の性格はこの点に集中的に表われているとみることができる。

大学院研究科と学部の組織分離、「学部」の二意性について。

中間案には、大学院研究科(以下、研究科と記す)と対比する意味での「学部」という言葉がよく使われているとともに議論の中で「学部」という言葉が、部局としての「学部」の意味も含めてしばしば使われていることに注意する必要がある。

部局としての「学部」とは、研究・教育を有機的、総合的に遂行する組織体としての「学部」である。

ここでは、教員が専門の研究を推し進め、これによって得られる学門に対する深い洞察と、高い識見のもとづき、学部学生への教授を行なうとともに、将来研究者として自立すべき大学院生の研究指導にあたる。学部学生は、「一般教養教育」の履習に加えて、「専門教育」を受け、「専門研究」を経験することにより、卒業後、社会のそれぞれの分野において自立して活動できる中堅指導者にふさわしい素養を身につける。大学院生は、研究者としての自立、あるいは高度の専門職に必要な能力の養成を目指して指導を受け研讀を重ねる。そしてこれらを支える事務機構と職員が存在する。

この総合的組織体が、人事、財政権をもって自律的に運営されること、即ちこの組織体の「自治」が、教育・研究の自由を保障するのである。

この意味での「学部」を Faculty と呼ぶことにする。この Faculty は graduate course (大学院課程) および undergraduate course (学部課程) を包含し、研究・教育活動を自律的に進める自治組織体である。graduate course と undergraduate course はもともと教育課程における段階であるからその意味において区分されている。したがって、中間案は graduate course を担う部分が Faculty から分離独立して、ひとり歩きせよと提案していることになる。その理由は、Faculty が graduate course を担う部分(研究科)を附属物視する傾向を生じ、その発展を阻害したからであると説く。

もともと graduate course も undergraduate course も Faculty に内包されているのであって、新制大学院の発足をもとに、近年 graduate course の比重が以前より高まったとしても、Faculty が大学院の発展を妨げたとするのは当たらない。むしろ、われわれの強い要求にもかかわらず Faculty の充実が、政府によって久しくサボられて来たためである。この結果 graduate course にも undergraduate course にもまた事

務機構や職員層にもそれぞれの形でしわ寄せが生じているのである。

中間案は上記のような「学部」の二意性を操って、自治の担い手としての Faculty から研究科の組織分離を目指し、管理運営機関として研究科会議を独立させようとする。これは……自治組織の複線化、分断へ道を開くものに他ならない。同様のことは、評議会と大学院審議機関、部局長会議と科長会議の複線化についても云えることである。

具体的な問題に則して云えば、理学部では嘗て存在した原子核理学専攻のような大学院講座の設置の可能性と、その人事権、財政権の関係が明らかにされるべきであろう。

他方また、現状においても既に巨大化している大学、あるいは理学部にとって、大学院を中心とする、人的、物的条件の改善がもし仮りに実現したとしても、(組織分離したからといってこれの保証があるだろうか)それに伴う膨脹をどう調和させるかも、問題となろう。

また大学紛争を契機に実施された理学部の undergraduate course の教育改革についても、既に5年を経過した今日、その功罪を検討し、改善充実を図ることも Faculty の改善にとって重要なことであろう。

現行研究科会議の改善について。

中間案では、研究科会議を管理運営機関として自立させることを強調しているが、このことは別としても、新制大学院の発足以来 Faculty の中における graduate course の比重は高まってきており、これに関与している教員は指導教授のみならず、助手層も含めて関係教官が、実質的に極めて重要な役割を果たしていることは、誰しも否定できない。……したがって、この実態に則した運営がなされるべきである。具体的には、理学研究科にあっては、専攻

会議や研究科会議への助手、講師、助教授層の参加である。今日 Faculty 運営における重要な機関である協議会への助教授の参加がある以上、研究科会議への助教授等関係教官の参加をさまたげる理由は見当らない。

教官部会世話人会

協議会へ出席しよう。

以前からも云われていたことだが、最近学部協議会が、人事等の重要議題に対する定足数に満たなくて、議事が進まないことがしばしばある。協議会に限らず、教授だけで構成されている研究科会議でも定足数に満たないことがしばしばあるようである。協議会の場合には、助教授層の出席が悪いから成立しないのだという風に良く云われている。この事態は軽視できないものと思う。「理学部では、協議会が学部の運営の責任を担っているのだ」ということが、他階層に向けて強調されてきているが、その当否は別として、協議会構成員である助教授諸氏の出席が悪いのは学部運営のあり方にとって重大な影響をもたらしつつあるのではなかろうか。助教授諸氏には、いろいろ云い分があるかもしれない。いわく、人事等の重要な議事は教授会で最終決定されるなど、依然として教授会体制が残っていること、大学院における学位等の決定は研究科会議で教授だけで行なわれるなど、最終決定の部分が形式的なものだとは云われるが、このような教授会決定方式がとられていることや、協議会の人数が多くて、実質審議が行なわれないなど、いろいろの要素があげられよう。だからといって、助教授諸氏の出席が悪くなれば、協議会はますます形骸化し、教授会が実質化される方向をたどるであろう。協議会、教授会は当面講師も含めて一本化すべきものと考えているが、そのためには協議会が今よりもっと実質化されなければならない。

昨今、大学の財政危機や、定員削減問題あるいは大学院制度の改革など大学の今後に大きな影響をもたらすような課題が次々に議題にのぼって来る。これらは勿論協議会メンバーだけでなく広く他階層の意見も汲み上げて学部の方針を決めなければならない課題ではあるが、転換期にさしかかっている大学の運営と、今後の方向を定める上に、助教授諸氏の責任は大きい。

(助教授 T. K)

協議会偶感

言うまでもなく、協議会は理学部の意志決定機関である訳であるが、最近の協議会がある意味でかなり形式的行事になりつつあるかの感じを受ける時が無いでもない。そのよって来たる理由は簡単に解析できるものではあるまいが、いずれにしても非常に残念に思うものである。協議会成立の定数不足のために重要議案が審議できずに流れてしまうような事態は、そのもっとも典型的なものの一つであって、協議会メンバー自身の協議会軽視の証左ととられても致し方あるまい。どのような証拠に基づくかは知らないが、助教授層の出席率が悪いと指摘されたこともあり、心苦しく思ったりもさせられた(筆者は助教授です)。

協議会メンバーの多忙について、今更講釈しても始まらない。その多忙をおして出席しても、議論がもう一つ尽くせないのは、しだいで協議会がある意味で形式化しつつあるかに見えるのは、多様化した理学部あるいは京都大学が必然的に招来した情報の流通阻害にも一因があるのかも知れない。情報、知識の不足のために、提出された議題の問題点、その位置、バックグラウンド、波及性などが良く理解できない時がある。

何とかよい方法はないものかと思っているのは小生一人ではあるまい。その意味で、この“評論”にも情報流通の一助としての役割りを期待したいものである。(A. S)

任期制を考える

1. はじめに

1974年3月、国大協第6常置委員会は、「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」(以下では第6常置委案と略記)について、まだ国大協の成案に至らない段階で各大学に急いで意見を求めてきた。昨年11月25、26日の日教組中央行動の一環として行われた国大協との交渉の中で明らかにされたところでは、この案は待遇改善に止まらない多くの問題を含むので国大協で尚検討中であるが、委員長の都留重人氏は各大学から提出された意見を並記する形で第6常置委案を文部省の「調査会」に持込んでおり、11月下旬から審議開始とのことである。

第6常置委案は、待遇改善の前提に国立大学教員の地位の重大な変更を含み、その中心に任期制をおいている。任期制の提言は必ずしも目新しいものではないが、第6常置委案に示されている任期制には、教育・研究者の基本的権利を損う危険性を感じる。また、自然科学分野のいくつかの共同利用研究所(例えば、基礎物理学研究所、原子核研究所等)において、人事交流を活発にするため研究者が自らに課してきた任期制との異和感も強い。任期制と一口に言っても、基本的な視点や実質に違いが相当あると思われるので、今一度任期制を考えてみたい。

2. 任期制で前提となるべきこと

上記の共同利用研究所で20年近くにわたって続けられてきた任期制は、すぐれた研究成果をあげていた素粒子論の若い研究者達が、新しい学問分野になかなか門戸を拓けようとしなかった当時の大学の閉鎖的人事に対して、全国研究者の自主的運営のグループ組織をつくと共に、人事の公募制と任期制を打出したことに始まる。研究室の固定化を排し常に創造的活力を保つための人事交流を目指したこの任期制の背景には、科学者の基本的権利を互に認

め合い、それを研究者グループの民主的運営で保障するという共通の基本的理解があった。研究者がこのような運動の過程でつくった任期制においては、研究者の自治に基づいた科学者の基本的権利の尊重は、いわば大前提であった。任期制といえば、まず大学教員の不利益処分に対する身分保障の根拠を与えている教育公務員特例法(教特法と略記)との関係がよく問題にされるが、上述の大前提のもとでは、教特法は自明の法的基盤であり、任期制は研究体制の一步前進の爲の紳士協定と位置づけられてきた。

任期制の本質を区別する最も重要な尺度は、その任期制の前提に、学問・思想の自由を保障するために大学教員の身分保障を定めた教特法の理念があるかどうかであろう。

3. 第6常置委案と教特法

第6常置委案では、任期制の採用を待遇改善の主張の柱としているにも拘らず、論理的に直接かゝわる筈の教特法への言及は全然見当たらない。(若干の法律改正を必要とするとの記載があるが、内容は何ら述べられていない。)この本質的な点が回避されているところがまず問題である。

しかし、推測が入るが次のように考えると、文章表現上で“工夫”されているように思われる。教特法の第5条(第6条)では、「学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して転任(免職)されることはない。」となっている。第6常置委案では、講師以上を「教授」として扱い、任期8年再任可とし、部局毎の詮衡委員会の報告にもとづいて当該大学管理機関(実質的には、この「教授」よりなる部局教授会であろう)が任用候補者を決定するとなっているので、こゝでは文言上教特法と矛盾しない。しかし、助手の場合は再任不可の任期制であるから、明らかに教特法と矛盾するが、研究助手を「研究員」(MC終了後6年、DC終了後3年の任期)と名称を変えてい

るので、この「研究員」は教特法の教員に位置づけられているのかどうか曖昧である。いずれにせよ、この「研究員」は現在の助手に比して著しく身分の不安定なものであることに間違いはない。他方、現行の講師以上に対応する「教授」に適用される再任可の任期制は、第6常置委案で「……民主的かつ適切な詮衡制度……」と表現されている民主的かつ適切な内容そのものに依存することになる。

4. 任期制のもつ注意すべき側面

現在実行されている任期制の中には、助手のみに任期制（再任不可）を課するという場合がある。これは、第6常置委案の「研究員」の任期制と性格上同じである。2で述べた共同利用研究所で実行されてきた任期制では、教授まで再任不可として行われてきた。（高年齢になるに従って住居の移転に伴う負担がより重くなるという生活条件の問題は深刻であるが、別の次元で解決されるべきことである。）現在の職階的システムのもとで、下のみ厳しい任期制は、教育と研究を進める協同体としての重要な精神的基盤を培う上で問題があり、民主的運営が不徹底な場合には、支配の道具に転化しかねない。

科学者の基本的権利の尊重という大前提がひとたび崩れるときには、任期制の維持が自己目的となって本来の目的からはずれ、任期制は科学者の基本的権利のみか生活権まで脅かす敵対物に転化していく。任期制が、教育・研究活動の向上のための人事交流の促進という本来の目的を達成するためには、何よりもまず科学者の地位の確立がその前提になければならない。

この意味で、1974年秋ユネスコの総会において決定された「科学研究者の地位（Status of Scientific Researchers）に関する勧告」¹⁾は、重要な意義をもつものである。しかし、この勧告案の作成過程において日本政府（文部省の機関として設置されているユネスコ国内委員会に外務大臣

が諮問し、その答申が基礎となる）の態度は、消極的である以上に否定的である。²⁾このような状況にあるから、任期制が積極的な意味をもちうる条件の検討なしに、個々の任期制の是非を論ずるわけにはいかない。

- 1) 「日本の科学者」77（1974），p. 21～29.
- 2) 岡倉古志郎，「日本の科学者」80（1974），p. 22～23.

（玉垣 良三）

編 集 後 記

評論の第 3号の発行が大変遅くなりました。一昨年
年末からの印刷費高騰のため財政難に陥り、発行が
途絶えました。今回の発行にあたっては支部の教官
部会の活動費だけで本誌の発行を維持することは困
難であります。

本誌の発行を維持し、学部内において有用性を高め
るため、各位からのカンパをおねがいする次第です。

尚本誌への寄稿、意見など世話人へ自由にお申し
出下さい。

編 集 責 任

京都大学職員組合理学部支部

教 官 部 会 世 話 人 会

代 表 中 山 勇